

## 2020年度 レガシー基金助成金事業

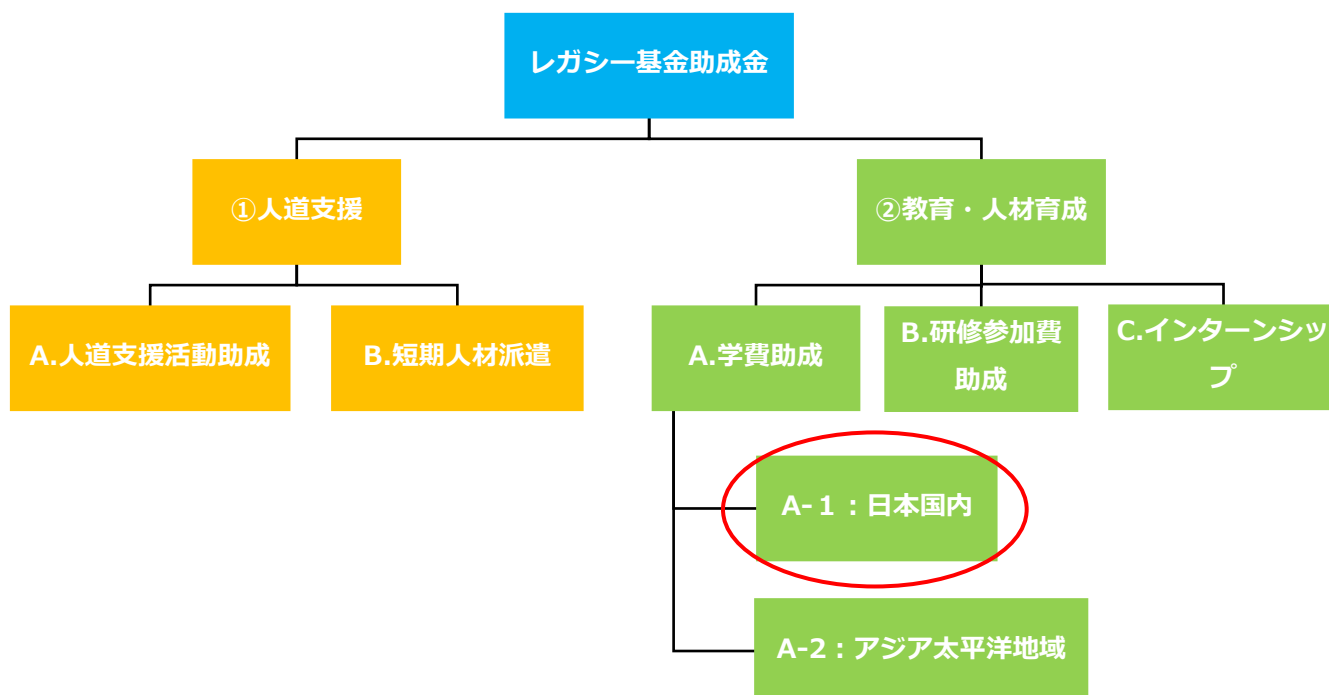
### 教育・人材育成 学費助成金（日本国内）申請ガイド

#### 趣旨

ウェスレー財団は、「キリストの博愛の精神に基づき、国際相互理解を深め、教育を通して国民の心身の健全な発達に寄与し、社会福祉の増進に寄与すること」を目的に公益活動事業を行っています。2016年度より実施されてきた「公益活動助成金事業」に加え、今回新たに、日本とアジアの地で教育と福祉の発展のために働いた宣教師たちのレガシーを覚えて、「レガシー基金助成金事業」を立ち上げました。この基金は、国際社会で“共に生き仕えていく”次世代の人材育成のために用いられます。

「レガシー基金助成金事業」には、①人道支援 ②教育・人材育成 の部門があります。②教育・人材育成 の部門には、A. 学費助成 B. 研修参加費助成 C. インターンシップ の3種類があり、A. 学費助成 はA-1:日本国内 A-2:アジア太平洋地域 の2種類に分かれています。

そのうち、本ガイドでは②教育・人材育成助成のA. 学費助成のA-1:日本国内について記載しています。この助成金では、人材育成促進のために、大学生、大学院生、または認可専門学校の学生へ学費を助成します。スキル習得だけではなく、1人1人に与えられている賜物を用いて国際社会の様々な分野とレベルで貢献していくことのできるリーダーシップ育成を目的とし、日本、アジア太平洋地区の青少年の教育と人材育成のために助成金を交付します。



## 1. 特徴

- ① この助成金は給付とし、返済の義務を課すものではありません。
- ② この助成金は学費にのみ適用されます。

## 2. 助成対象者

経済的・社会的支援を必要とし、以下に該当する方

・当財団のミッションパートナー団体／ミッションパートナー校（学校）より選考・推薦された方  
（書類選考と面接による審査を経て助成が決定します）

・日本に在住する若者（18～30歳まで）

・日本国内の大学（短大も含む）、大学院、または認可専門学校に在籍し、学生として誠実に勉学に励んでおり、勉学以外の様々な活動に参加し、成長しようと励んでいる方、また成長する意志のある方

\*また、助成対象の必須条件とはいたしません。が、クリスチヤンの学生を優先的に選考いたします。

## 3. 助成内容の詳細と給付の方法

- ① 助成期間は2021年3月31日までとします。
- ② 助成金額は1人につき年間上限50万円（学費のみ）まで申請が可能です。が、選考の状況によっては助成決定額が申請金額と異なる場合もあります。
- ③ 助成人数は15人程度とします。
- ④ 助成金は原則として所属校の専用口座に送金する方法で給付しますが、所属校の専用口座が無い場合は本人の口座に送金し、所属校より学費納付の証明書を送付していただきます。

#### 4. 申請方法 \* 推薦者／所属校が提出してください。

##### 申請受付期間

2020年10月1日～2020年11月15日（当日の消印有効）

##### 提出書類 \* 郵送およびメール添付で提出

- ・ 推薦書（当財団のミッションパートナー団体／ミッションパートナー校が用意）
- ・ 申請書（申請者本人が記入）
- ・ 学校案内等の学費が明記されている資料（郵送書類にのみ添付）

##### 郵送先

〒107-0062 東京都港区南青山 6-10-11 ウェスレーセンター301

ウェスレー財団 教育・人材育成助成金事業係

##### メール添付の提出先

grant@wesley.or.jp ウェスレー財団 生原宛にお送りください。

- ① ウェスレー財団 HP より提出書類をダウンロードし、固有名詞など必要なところ以外は日本語で作成してください。
- ② 提出書類を当財団に郵送およびメール添付で提出してください。
- ③ 提出書類の返却はいたしかねますのでご了承ください。
- ④ 選考過程では、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。

#### 5. 選考

選考は、「ウェスレー財団レガシー基金助成金選考委員会」により、下記のステップで行われます。

- ① 書類選考
- ② 面接（複数回の可能性あり）

当財団事務所への来所が難しい方は Skype での面接が可能です。選考結果は、担当者より本人および本人を推薦したミッションパートナー団体／ミッションパートナー校に通知いたします。

#### 6. 助成決定～報告書提出までの流れ

- ① 振込依頼書、誓約書等手続き書類の提出
- ② 上記書類を当財団が受領後、指定口座に助成金を送金
- ③ 2021年4月15日までに、報告書および成績証明書を郵送またはメール添付で提出

\* 当財団の HP や SNS 等で報告内容を掲載させていただくことをお願いする場合があります。

## 7. 採用された学生の義務

助成金の交付を受ける学生は、下記の義務を履行する必要があります。

- ① 当財団指定の書類等を期日までに提出すること
- ② 下記の場合、所定の方法により当財団へ届け出ること
  - ・休学、復学、転学または退学したとき
  - ・学校より停学処分を受けたとき
  - ・留年または卒業延期の恐れが生じたとき
  - ・当財団に提出した情報（住所、連絡先等）に変更があったとき
- ③ 当財団主催のイベントやセミナー等に積極的に参加すること
- ④ 助成期間終了後も当財団のネットワークに参加すること

## 8. 助成金の停止または取消し

助成決定後でも、以下の場合には助成を停止、または本人に対して返還を求めることがあります。

- ・申請の内容に虚偽が認められた場合
- ・学業成績または品行が著しく不良であるとき、または卒業延期の恐れが生じたとき
- ・休学・退学・停学の場合、または1ヵ月以上の長期にわたって欠席するとき
- ・反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき
- ・その他、当財団が不相当と認めたとき

### お問い合わせ先

下記メールアドレスまでお問い合わせください。

grant@wesley.or.jp 担当者：生原（はいばら）

\*採否の理由に関するお問い合わせについては回答いたしかねますので、予めご了承ください。

以上